

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2020年7月の政治意識世論調査のデータ」として、

「2020年7月の政治意識世論調査のローデータ(委託会社との発注仕様書でローデータはNHKに渡される)のうちノウハウ・個人情報など開示できない部分以外の開示。不開示の場合、14条の『努める』の1ヶ月のエビデンス必須。電話での問い合わせでは、『努力しているが、証拠は出せない』。自己申告の『努力』で済むことをわざわざ規定にするはずがない。『努力している』かどうかの判断は、こちらがすることで、NHKがすることではない。」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書は調査に関する情報であり、また、NHK固有のノウハウに基づいて作成しているものであることから、開示することにより、NHKの事業運営に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項1号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

2020年7月の政治意識月例調査については、外部の調査会社に調査を委託しており、NHKに納品されるのは当該調査に関する情報であり、ローデータに含まれるすべての情報がNHK固有のノウハウに基づいて作成しているものであることから、開示することにより、NHKの事業運営に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するため、開示することができない。

## 3 審議委員会の判断

当審議委員会において関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、開示の求めの文書は、NHK独自の調査手法に基づいて作成されたものであることから、開示することによりNHKの事業運営に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

## 4 審議の経過

2020年10月 5日(第291回審議委員会)

第825号 諮問、審議、答申